

## 消防団員の処遇改善等について

消防庁長官通知等を踏まえて、消防団員の処遇改善等について団本部で協議を重ね、団幹部会議にて変更案を示しました。

変更案について、各分団からの意見等を聴取した上で、処遇改善等について、以下のとおり、改正を予定しております。

## 1 費用弁償支給基準の変更

## (1) 変更内容

現行	変更後
<p>特別職の職員のうち、第2条第10号に規定する非常勤の消防団員には、職務を行うために要する費用弁償として、日額3,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額を支給することができる。</p>	<p>災害出動 1回3,000円 ただし、大規模災害時等1回の出動が7時間45分を超える場合は、日額8,000円</p> <p>訓練出動等 1回3,000円以内で任命権者が市長と協議して定める額</p>

## (2) 課題

現在、日付をまたぐ出動の場合は、2日分支給されている一方で、1日に複数回出動した場合や機械器具点検日に出勤となった場合に支給額が増額されない課題がある。

令和3年度は、日付をまたぐ出動2件、1日に複数回出動1件であった。

## (3) 根拠条例

西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

## (4) 変更時期

条例改正が必要であることから早くても令和5年4月1日である。

## (5) 大規模災害時等について北消17市の対応状況

三鷹市、調布市、狛江市及び東大和市の4市が対応済み

## 2 費用弁償から報酬への変更

## (1) 変更内容等

消防庁長官からの助言に従い、費用弁償を報酬に変更する。

## (2) 変更に伴う課税について

1日当りの非課税対象額は、災害に関する出動8,000円、それ以外の出動は4,000円となる。

## (3) 根拠条例

西東京市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例

## (4) 変更時期

予算措置及び条例改正が必要であることから早くても令和5年4月1日であり、年度途中での変更はできない。

(5) 報酬への変更について北消17市の対応状況

三鷹市、調布市、狛江市及び東大和市の4市が対応済み

3 定年年齢の引上げ等

(1) 変更内容

現行	変更後
消防団員の資格 年齢18歳以上60歳以下の者	消防団員の資格 年齢18歳以上65歳以下の者であり、 65歳に達した日以後における最初の3月31日までとする。

(2) 概要

地方公務員法改正（令和5年4月1日施行）が施行されることにより、地方公務員職員の定年を60歳から65歳まで引き上げる予定である。

また、消防団員として活躍が期待できる機会の確保等についても検討が必要であり、これらのことを踏まえ、非常勤特別職である消防団員について、定年年齢を65歳に引き上げる。

また、現在の消防団員の定年は、61歳の誕生日の前日となっているため、退職時期を把握しづらいという課題があるため、併せて見直しを行う。

(3) 課題

消防団員として活躍が期待できる機会の確保等（60歳定年が適齢であるのか）

(4) 根拠条例

西東京市消防団条例

(5) 変更時期

条例改正が必要であることから早くても令和5年4月1日である。